

# 第6回 軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議

（「安全性向上目標」及び「フォローアップ指標」の進捗状況）

令和3年8月24日

# 「総合的な対策」による貸切バスの安全性向上目標

軽井沢スキーバス事故のような悲惨な事故が二度と起こらないようにするために、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策を平成28年6月にとりまとめた。

貸切バスの安全性向上を確認するための指標を設定

## 安全性向上目標

|  |        |     |     |     |     |     |   |
|--|--------|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| <b>i 同乗者の死亡事故件数</b><br><small>(貸切バス事業者第一当事故に限る)</small>  | H25~27 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  | <b>ゼロ件を継続</b>                               |
|  | ゼロ件    | 1件  | ゼロ件 | ゼロ件 | ゼロ件 | ゼロ件 |   |
| <b>ii 同乗者の負傷事故件数</b><br><small>(貸切バス事業者第一当事故に限る)</small> | H27    | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  | <small>H27から</small><br><b>H37(R7)までに半減</b> |
|  | 43件    | 26件 | 38件 | 30件 | 23件 | 7件  |   |

## 安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策

- (1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化
  - 1. 運転者の技量チェックの強化
  - 2. 運行管理の強化
  - 3. 車両整備の強化
  - 4. ドライブレコーダー等の事業用設備の強化
  - 5. その他、貸切バス事業の適正化のための各種負担の強化
- (2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等
  - 1. 違反事項の早期是正と処分の厳格化等
  - 2. 許可更新制の導入等による不適格者の排除
  - 3. 不適格者の安易な再参入の阻止
- (3) 監査等の実効性の向上
  - 1. 国の監査・審査業務の見直し
  - 2. 事業者団体の自浄作用の強化
  - 3. 民間指定機関による適正化事業の活用
- (4) 旅行業者、利用者等との関係強化
  - 1. 実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化
  - 2. 利用者に対する安全情報の「見える化」
  - 3. ランドオペレーター等に対する規制の在り方の検討
- (5) ハード面の安全対策による事故防止の促進
  - 1. ドライバー異常時対応システム等のガイドラインの策定
  - 2. ASV技術搭載車両等の導入促進に向けた支援等

## 「総合的な対策」の進捗状況を確認するための代表的な指標(フォローアップ指標)

- (運転者の運転技量の向上に係る指標)
  - ・ 操作不良によって発生した事故件数 (1) 1, 4
- (運行管理の質の向上に係る指標)
  - ・ 貸切バス事業者側に主たる責任がある人身事故件数 (1) 2, 5
- (車両整備の強化に係る指標)
  - ・ 貸切バスの車両火災事故件数 (1) 3
- (事業者の法令遵守の徹底に係る指標)
  - ・ 行政処分等、許可更新の実績 (2) 1~3
  - ・ 街頭監査の実施実績 (2) 1
  - ・ 指摘事項確認監査における是正率 (2) 1
- (監査の実効性向上に係る指標)
  - ・ 監査・巡回指導実施率 (3) 1~3
  - ・ 監査実施から行政処分等までの期間 (3) 1
- (安全コスト確保への意識改善に係る指標)
  - ・ 運賃の届出違反が確認された営業所数 (4) 1
- (安全情報の「見える化」の促進に係る指標)
  - ・ セーフティバス認定車両割合 (4) 2
- (旅行手配における安全性の確保に係る指標)
  - ・ 旅行業者・ランドオペレーターの貸切バス事業者に対する書面交付義務違反割合 (4) 3
- (ハード面による安全対策の推進に係る指標)
  - ・ ASV技術搭載車両導入事業者割合 (5) 1, 2

「総合的な対策」の進捗状況を確認するための指標を設定

# 各種対策の実施状況のフォローアップ指標①

## 運転者の運転技量の向上に係る指標

### [ 指標 1 - 1 : 操作不良によって発生した事故件数 ]

「一部運転者への実技訓練の義務付け」や「ドライブレコーダーを活用した指導監督」等、運転者の運転技量の向上に係る取組を評価するための指標。

- ・ 事故の原因が「運転者の操作不良」であったものは、近年減少傾向にある。

操作不良によって発生した事故の報告件数

| H28年 | H29年 | H30年 | R1年 | R2年 |
|------|------|------|-----|-----|
| 32件  | 28件  | 23件  | 24件 | 9件  |

(自動車事故報告規則に基づき報告された事故を国土交通省にて集計)

## 運行管理の質の向上に係る指標

### [ 指標 1 - 2 : 貸切バス事業者側に主たる責任がある人身事故件数 ]

「運行管理者の必要選任数の引上げ」や「運行管理者の資格要件の厳格化」等、事業用自動車の安全対策の根幹である運行管理の質の向上に向けた取組の他、貸切バスの安全対策について総合的に評価するための指標。

- ・ 平成30年は前年比で増加したものの、減少傾向で推移している。

貸切バス事業者側に主たる責任がある人身事故件数

| H28年 | H29年 | H30年 | R1年  | R2年 |
|------|------|------|------|-----|
| 302件 | 276件 | 308件 | 234件 | 95件 |

((公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」より出典)

## 車両整備の強化に係る指標

### [ 指標 1 - 3 : 貸切バスの車両火災事故件数 ]

バス事業者を対象とした「点検整備に係るガイドラインの策定」や「整備管理者向けの研修・講習の拡充」等、車両整備の強化に係る取組を評価するための指標。

- ・ 貸切バスの整備不良による事故の代表例である車両火災については、近年減少傾向にある。

車両火災事故の報告件数

| H28年 | H29年 | H30年 | R1年 | R2年 |
|------|------|------|-----|-----|
| 16件  | 10件  | 7件   | 7件  | 1件  |

(自動車事故報告規則に基づき報告された事故を国土交通省にて集計)

# 各種対策の実施状況のフォローアップ指標②

## 事業者の法令遵守の徹底に係る指標

### [ 指標 2-1 : 行政処分等※、許可更新の実績 ]

(処分等件数 / 監査件数)

※ 行政処分等：許可取消、事業停止、一部車両使用停止、警告、勧告をいう。

監査、更新制を効果的に実施し、法令の遵守状況や安全コストを適切に賄って継続的に事業を遂行できる経営状況にあるか厳しくチェックしている。

- 令和2年度においては、事業休止等により監査が実施できなかったため、例年より監査件数及び処分等件数が減少しているが、悪質事業者に対する監査を重点的に実施していることから処分等率は高くなっている。
- 更新制導入後の事業退出件数については、更新期限を迎える事業者のうち約1割が退出している。

#### 監査・行政処分等実績

| 監査    | H28年度 | H29年度  | H30年度  | R1年度  | R2年度  |
|-------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 監査件数  | 879件  | 1,169件 | 1,056件 | 945件  | 244件  |
| 処分等件数 | 446件  | 397件   | 483件   | 425件  | 123件  |
| 処分等率  | 50.7% | 34.0%  | 45.8%  | 45.0% | 50.4% |

#### 更新制導入後の事業退出件数

| 更新         | ～H30.3 | ～H31.3 | ～R2.3 | ～R3.3 |
|------------|--------|--------|-------|-------|
| 退出事業者数(累積) | 88者    | 173者   | 285者  | 482者  |

<参考> 更新時期を迎えた事業者数(累積) : 810者 1,487者 2,230者 3,231者

### [ 指標 2-2 : 街頭監査の実施実績 ]

多客期を中心に全国で街頭監査を実施(出発前のバス発着場等で実施)し、法令遵守状況の把握に努めている。緊急を要する重大な違反等が確認された場合には、その場で運行を中止させる等の厳正な処分を行っている。

- 運行指示書記載不備等が改善されたことにより、法令違反率は近年低い水準で推移している。

{ 近年の街頭監査において、酒気帯び等の緊急を要する違反は確認されていない。 }

#### 街頭監査実施状況

|      | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 |
|------|-------|-------|-------|------|------|
| 実施回数 | 75回   | 90回   | 87回   | 70回  | 44回  |
| 監査車両 | 411両  | 817両  | 1123両 | 995両 | 358両 |
| 違反率  | 17.0% | 4.9%  | 3.7%  | 4.0% | 3.9% |

### [ 指標 2-3 : 指摘事項確認監査における是正率 ]

(是正が確認された件数 / 指摘事項確認監査実施件数)

平成28年12月に監査の実施方法を見直し、監査で確認した法令違反については直ちに是正を求めるとともに、監査後30日以内には是正状況の確認のための監査(未改善の場合、事業停止(3日間)又は事業許可取消し)を行っている。

- 令和2年度においても、監査後30日以内の早期是正が確認されている。

#### 指摘事項確認監査における是正状況

|            | H28年度<br>(H28.12～) | H29年度 | H30年度 | R1年度  | R2年度 |
|------------|--------------------|-------|-------|-------|------|
| 指摘事項確認監査件数 | 100件               | 506件  | 445件  | 374件  | 73件  |
| 法令違反是正確認件数 | 100件               | 504件  | 441件  | 370件  | 73件  |
| 是正率        | 100%               | 99.6% | 99.1% | 98.9% | 100% |

# 各種対策の実施状況のフォローアップ指標③

## 監査の実効性向上に係る指標

### [ 指標 3-1 : 監査・巡回指導実施率 ]

(年間の監査・巡回指導実施件数 / 貸切バス営業所数)

国の監査を悪質事業者に重点化するとともに、その他の事業者に対しては、適正化機関が巡回指導を実施することにより、すべての事業者に対する法令順守状況の確認を推進していく。原則として毎年1回全営業所の法令遵守状況を確認することとしている。

- 平成29年8月からの適正化機関による巡回指導の開始により、監査・巡回指導実施率が上昇している。
- 令和2年度においては、事業休止等により、監査・巡回指導が実施できなかったため実施件数が減少した。

監査・巡回指導実施率

|            | H28年度<br>※監査のみ | H29年度        | H30年度        | R1年度         | R2年度         |
|------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 営業所数       | 5,955<br>営業所   | 5,737<br>営業所 | 5,524<br>営業所 | 5,436<br>営業所 | 5,306<br>営業所 |
| 監査件数       | 879件           | 1,169件       | 1,056件       | 945件         | 244件         |
| 巡回指導<br>件数 |                | 1,102件       | 2,630件       | 3,168件       | 2,548件       |
| 実施率        | 14.76%         | 39.59%       | 66.73%       | 75.72%       | 52.6%        |

### [ 指標 3-2 : 監査実施から行政処分等までの期間 ]

行政処分等を実施する際の内部手続きについて、決裁ルートの見直し等により簡素化を図り、軽微な違反については速やかに処理が行えることとした。また、手続きが長期化する要因を引き続き検証し、改善を図っている。

- 平成30年度以降、監査を悪質事業者に重点化したことにより、1事業者あたりの違反数が増加し、処分内容の精査に時間を要している状況にある。
- 上記状況の改善に取り組んでいるところであるが、令和2年度においては、新型コロナウイルスの影響により、例年通りのスケジュールで行政処分等に至らなかったことから、処理期間は前年度と同程度になっている。

監査実施から行政処分等までの期間 (全国平均)

|                          | H28.12<br>以前 | H30.3 | H31.3 | R2.3  | R3.3  |
|--------------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|
| 監査実施から<br>行政処分等<br>までの期間 | 5.6ヶ月        | 2.1ヶ月 | 3.5ヶ月 | 3.8ヶ月 | 3.8ヶ月 |

# 各種対策の実施状況のフォローアップ指標④

## 安全コスト確保への意識改善に係る指標

### [ 指標 4-1 : 運賃の届出違反が確認された営業所数 ]

監査時において、事業者が国へ届け出た運賃とは異なる運賃で運行を行っていないか確認し、違反が確認された場合は、その早期是正を求めている。悪質事業者への重点的な監査により、運賃の届出違反を行っている事業者を洗い出し、その根絶を図る。

運賃の届出違反が確認された営業所数

| H28年度     | H29年度     | H30年度      | R1年度       | R2年度      |
|-----------|-----------|------------|------------|-----------|
| 81<br>営業所 | 77<br>営業所 | 107<br>営業所 | 107<br>営業所 | 44<br>営業所 |

## 安全情報の「見える化」の促進に係る指標

### [ 指標 4-2 : セーフティバス認定車両割合 ] (セーフティバス認定車両数 / 貸切バス車両数)

貸切バス事業の安全性を向上させるため、業界団体において、セーフティバスの認定取得を推進する。

- セーフティバス認定車両割合は毎年度着実に増加している。

セーフティバス認定車両割合

| H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度  | R2年度  |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 44.2% | 55.4% | 61.0% | 67.4% | 78.1% |

## 旅行手配における安全性の確保に係る指標

### [ 指標 4-3 : 旅行業者・ランドオペレーターの貸切バス事業者に対する書面交付義務違反割合 ]

旅行業者・ランドオペレーターの書面交付義務(※)が着実に実施されているかについて、立入検査等によって遵守状況を確認。

(※) 書面には旅行に関するサービスの内容等を記載。平成30年1月より義務付け。

- 書面交付義務違反割合は減少傾向にある。

書面交付義務違反割合

| H30年度 | R1年度 | R2年度 |
|-------|------|------|
| 3.5%  | 2.3% | 1.4% |

<参考>  
立入検査等実施事業者数: H30年度 8,553者 R1年度 9,322者 R2年度 9,198者

# 各種対策の実施状況のフォローアップ指標⑤

## ハード面による安全対策の推進に係る指標

### [ 指標 5-1 : ASV技術※搭載車両 導入事業者割合 ] (ASV技術導入事業者数 / 貸切バス事業者数)

※衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置、ドライバー異常時対応システム等

#### ASV技術搭載車両導入事業者割合

ハード面による事故防止を促進するため、ASV（先進安全自動車）技術搭載の車両を導入する事業者の割合を引き上げる。

- ・ 新車に搭載したASVに対する購入補助、税制特例措置等の実施を通じて、導入事業者割合は着実に増加している。

| H27年度                      | H28年度                     | H29年度                    | H30年度                    | R1年度                     |
|----------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <b>32.1%</b><br>(H28.11集計) | <b>41.1%</b><br>(H30.5集計) | <b>47.9%</b><br>(R1.5集計) | <b>55.1%</b><br>(R2.6集計) | <b>59.4%</b><br>(R3.6集計) |